

退職資金交付業務方法書施行細則

(目的)

第1条 この細則は、退職資金交付業務方法書（以下、「業務方法書」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(維持会員の資格の喪失日)

第2条 維持会員の資格の喪失の日は、次のとおりとする。

区 分	資 格 の 喪 失 日
(1) 脱退（定款第51条第1号）	脱退申出書に記載した脱退の日
(2) 掛金を1年を超えて滞納（定款第51条第2号）	最初に滞納した掛金の納入期日の翌日から起算して1年を超えた日
(3) 大学、短期大学及び高等専門学校の廃止	所轄庁の認可において廃止とされた日
(4) 学校法人の解散（私立学校法第50条第1項第4号に定める場合を除く。）	
イ 私立学校法第50条第1項第1号	解散の効力発生日（所轄庁の認可の日）
ロ 私立学校法第50条第1項第2号	解散の効力発生日（所轄庁への届出の日）
ハ 私立学校法第50条第1項第3号	解散の効力発生日（所轄庁の認定の日）
ニ 私立学校法第50条第1項第5号	解散の効力発生日（破産宣告の日）
ホ 私立学校法第50条第1項第6号	解散の効力発生日（解散命令の日）

(民事再生手続き開始後の維持会員の資格の喪失)

第3条 民事再生法に基づく民事再生手続きの申立を行った維持会員は、理事長にその旨を届け出るものとする。

2 裁判所が再生手続き開始の決定をした日の属する月の前月の末日をもって、維持会員資格を喪失するものとする。ただし、維持会員が資格継続の必要理由を記載した申請書を理事長に提出し、理事長が特別の事情があると認めた場合には、その資格を喪失させないことができる。

- 3 理事長は、前項ただし書きの規定による資格の喪失をさせないときは、原則として再生債権の届出期間までに、資格喪失日に遡及して維持会員の資格継続を承認するものとする。この承認は、民事再生法第174条第1項に基づく再生計画認可の決定がなされなかった場合又は再生計画認可の決定が確定しなかった場合には、遡及的に効力を失う。
- 4 理事長は、前項によって維持会員の資格継続を承認した場合であっても、民事再生法第174条第1項に基づく再生計画認可の決定が確定するまでは、掛金を請求しないものとした退職資金を交付しないものとする。

(加入金の免除)

第4条 維持会員の資格を喪失した学校法人（第2条第3号及び第4号により資格を喪失した学校法人を除く。）のうち再加入をしようとするものは、業務方法書第7条第1項ただし書きの規定による加入金の納入の免除を理事長に申出るものとする。

- 2 理事長は、前項の申出があった場合においては、次により取扱うものとする。
 - (1) 第2条第1号の脱退により維持会員の資格を喪失した学校法人が再加入をする場合は、加入金の納入を免除する。
 - (2) 前号に掲げる場合以外で、特別の事情があると理事長が認めるときは、加入金の納入を免除することができる。

(掛金の納入の猶予)

第5条 業務方法書第9条第1項ただし書きの規定による掛金の納入の猶予を受けようとする維持会員（その権利義務を承継する者を含む。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により、理事長に掛金の納入の猶予を申出るものとする。

- (1) 掛金の納入が困難となった特別の事情(災害その他やむを得ない事由に限るものとする。)
 - (2) 掛金の納入の猶予期間
- 2 理事長は、維持会員から前項の申出があった場合においては、2年の範囲内で納入期限を付して、掛金の納入の猶予をすることができる。

(特別の事情を有する維持会員に係る補正掛金率)

第5条の2 業務方法書第9条第6項の規定による特別の事情は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員であって、平成27年度の補正掛金率により算出された掛金額で、平成30年度において、業務方法書別表第4に定めるEの収支差額指数（以下「収支差額指数」という。）が、マイナス3以内に改善されることが見込まれるとき。
- (2) 業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であって、平成27年度の補正掛金率により算出された掛金額で、平成30年度において収支差額指数が、改善されることが見込まれるとき（前号に該当する場合を除く。）。

- (3) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員（平成24年度において業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であった者のうち、業務方法書第9条の特別の事情により、平成27年度において補正掛金率を平成24年度の補正掛金率としたものに限る。）であって、平成27年度の補正掛金率により算出された掛金額で、平成30年度において収支差額指数が改善されることが見込まれるとき（前2号に該当する場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員のうち、その学校の学部、学科等の設置その他の事由により登録教職員の数を著しく増加させたことに伴って、業務方法書別表第4に定める方法により算定した補正掛金率により算出される掛金額が急激に増加する者であって、平成27年度の掛金額と同水準の掛金額で、平成30年度において収支差額指数が改善することが見込まれるとき。

2 前項の適用を受けようとする維持会員は、原則として前年度の11月末までに、次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に補正掛金率の変更を申し出るものとする。

- (1) 維持会員の過去3年間の計算書類
- (2) 維持会員の今後5年間の収支見込みを証する書類等
- (3) 維持会員の今後5年間の登録および退職予定者数を証する書類

3 理事長は、前項の申出（第1項第4号に該当するものを除く。）があった場合において、補正掛金率を平成27年度の補正掛金率とすることができる。ただし、第1項第2号又は第3号に該当する場合であって、維持会員の収支差額指数の改善の見込みの程度を勘案し、補正掛金率を平成27年度の補正掛金率を加算した率とすることが適当と認めるときは、当該加算した率とすることができる。

4 理事長は、第2項の申出（第1項第4号に該当するものに限る。）があった場合において、補正掛金率を平成27年度の掛金額と同水準の掛金額を納入するものとして算定した率とすることができる。

（延滞金の徴収の免除）

第6条 業務方法書第10条第3項ただし書きの規定による延滞金の徴収の免除を受けようとする維持会員（その権利義務を承継する者を含む。）は、その徴収の免除を理事長に申出るものとする。

2 理事長は、維持会員から前項の申出があった場合においては、次により取扱うものとする。

- (1) 維持会員の資格喪失日以降に発生する延滞金については、その徴収を免除する。
- (2) 前号に掲げる場合以外で、特別の事情があると理事長が認めた場合には、理事長はその徴収を免除することができる。

（特別納付金の納入の免除）

第7条 維持会員又は資格喪失後の学校法人（その権利義務を継承する者を含む。以下「維持会員等」という。）であって、業務方法書第10条の2第1項ただし書きの規定による特別納付金の納入の免除を受けようとするものは、その納入の免除を理事長に申出るものとする。

- 2 理事長は、維持会員等から前項の申出があった場合においては、次により取扱うものとする。
- (1) 私立学校法第50条第1項第5号に規定する破産により学校法人が解散した場合には、当該学校法人に係る特別納付金の納入を免除することができる。
 - (2) 前号に定める場合のほか、特別の事情がありかつ特別納付金の納入を免除する必要があると認めるときは、特別納付金の納入を免除することができる。

(特別納付金の納入の猶予)

第8条 業務方法書第10条の2第1項ただし書きの規定による特別納付金の納入の猶予を受けようとする維持会員等は、次に掲げる事項を記載した申出書により、理事長に特別納付金の納入の猶予を申出るものとする。

- (1) 特別納付金の納入が困難となった特別の事情(災害その他やむを得ない事由に限るものとする。)
- (2) 特別納付金の納入の猶予期間

- 2 理事長は、維持会員等から前項の申出があった場合においては、2年の範囲内で納入期限を付して、特別納付金の納入の猶予をすることができる。

(特別納付金の納入の分割)

第8条の2 業務方法書第10条の2第1項ただし書きの規定による特別納付金の納入の分割を受けようとする維持会員等は、次に掲げる事項を記載した申出書により、理事長に特別納付金の納入の分割を申出るものとする。

- (1) 特別納付金の納入の分割を受けようとする理由
- (2) 特別納付金の納入の分割を受けようとする金額及びその納入期日等を記載した計画
- (3) 当該維持会員等の財務状況がわかる資料

- 2 理事長は、維持会員等から前項の申出があった場合において、相当と認めるときは、原則として15年の範囲内で、特別納付金の納入の分割を認めることができる。

(退職資金交付限度額)

第8条の3 業務方法書第11条第4項の規定による退職資金交付限度額は、平均退職資金額〔前々年度末までに退職した教職員に係る退職資金(業務方法書第12条第1項の規定を適用された者については、その額とする。以下同じ。)の累積額(業務方法書第4条第2項に規定する掛金等によらない資金による退職資金を除く。以下同じ。)を前々年度末におけるこの法人の加入年数(1年未満の端数は切り上げる。)で除して得た額(1円未満の端数を切り捨てる。))]に8を乗じて得た額に、前々年度3月分までの掛金の累積額及び前年度掛金相当額(前年度4月分掛金額に12を乗じて得た額)を加算した額から、前々年度末までに退職した教職員に係る退職資金の累積額を控除して得た額とする。ただし、各教職員に係る退職資金の額を退職

資金の交付請求がなされた順に累積した場合に、本項本文で得た額の範囲内で最終順位の教職員に係る退職資金の額が満額に満たないときは、当該教職員に係る退職資金の額が満額に満つるまでの差額分を加えた総額を、退職資金交付限度額とする。

- 2 理事長は、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、前項の退職資金交付限度額を変更することができる。
- 3 前項による退職資金交付限度額の変更を受けようとする維持会員は、当該退職資金交付限度額が適用される年度の前年度12月末までに、その変更を理事長に申出るものとする。

(学校法人への通知及び理事会への報告)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、速やかに当該学校法人に通知し、理事会に経過等を報告するものとする。

- (1) 第2条の規定により維持会員の資格を喪失したとき。
- (2) 第3条の規定により維持会員の資格を喪失したとき又は資格を喪失させなかったとき。
- (3) 第4条の規定により加入金の納入を免除したとき。
- (4) 第5条の規定により掛金納入を一定の期間猶予したとき。
- (5) 第5条の2の規定により補正掛金率を変更したとき。
- (6) 第6条の規定により延滞金の徴収を免除したとき。
- (7) 第7条の規定により特別納付金の納入を免除したとき。
- (8) 第8条の規定により特別納付金の納入を猶予したとき。
- (9) 第8条の2の規定により特別納付金の納入の分割を認めたとき。
- (10) 第8条の3第2項の規定により退職資金交付限度額を変更したとき。

(この法人への加入申請手続等)

第10条 定款第48条第3項の規定によるこの法人への加入を申請しようとする学校法人は、加入申込書を、原則として当該学校法人が加入しようとする年度(以下「加入年度」という。)の前年度の3月末日までに、この法人の理事長に提出するものとする。

- 2 この法人の理事長は、前項の申請があった場合には、審査し、当該学校法人に対しその結果を加入承認書をもって速やかに通知するものとする。
- 3 前項の承認を受けた学校法人は、会員記録異動届及び教職員登録届を、第15条第1号に定める提出期日までに、この法人の理事長に提出するものとする。
- 4 前項の学校法人のうち、負担金を口座振替により納付しようとする者は、同項に掲げる届に加え、預金口座振替依頼書を、加入承認書送付とともにこの法人が指定した日までに提出するものとする。
- 5 第3項の会員記録異動届及び教職員登録届の提出は、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

(教職員の登録申請手続等)

第11条 維持会員は、教職員の登録を申請しようとする場合は、教職員登録届を、第15条第3号に定める提出期日までに、この法人に提出するものとする。また、登録しようとする教職員を追加したい場合は、追加に係る教職員登録届を、同条第5号に定める提出期日までに、この法人に提出するものとする。

2 この法人は、前項前段の申請があった場合には、第15条第3号に定める提出期日までに当該申請を行った維持会員に対し、異動届チェック・リストを、速やかに送付するものとする。

3 前項の異動届チェック・リストを送付された維持会員が、登録しようとする教職員の情報の訂正を行おうとする場合は、教職員登録届を訂正し、第15条ただし書きに定める提出期日までに、この法人に提出するものとする。

4 この法人は、第1項の申請があった場合には、申請をした維持会員に対し、申請の処理結果を事項発生月の翌々月月初までに通知するものとする。

5 第1項前段の教職員登録届の提出は、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとし、これを行った維持会員については、同項後段及び第3項の規定は適用しないものとする。

(維持会員の登録情報等の変更手続等)

第12条 維持会員が、維持会員の登録情報を変更しようとする場合又は教職員の登録情報の変更を申請しようとする場合は、前条(維持会員の登録情報の変更については、第1項後段及び第3項を除く。)を準用して行うものとする。この場合において、同条第1項中「教職員の登録」とあるのは「維持会員の登録情報を変更しようとする場合又は教職員の登録情報の変更」と、「教職員登録届」とあるのは「各変更しようとする内容の様式届」と、「第15条第3号」とあるのは「第15条第3号又は第4号」と、「登録しようとする教職員」とあるのは「登録情報を変更しようとする教職員」と、同条第3項中「登録しようとする教職員」とあるのは「各変更しようとする内容」と、「教職員登録届」とあるのは「各変更しようとする内容の様式届」と、同条第5項中「教職員登録届」とあるのは「各変更しようとする内容の様式届」と読み替えるものとする。

(退職資金の交付申請)

第13条 業務方法書第14条に規定する退職資金の交付を請求しようとする維持会員等は、次の各号に掲げる書類を添えて、この法人に申請するものとする。

- (1) 退職資金交付申請書
- (2) 退職金支給明細書
- (3) 退職金支給額証票

2 この法人は、前項の申請があった場合には、業務方法書第15条に規定する通知について、退職資金交付額決定通知書及び退職資金交付額内訳書を送付し通知するものとする。

3 業務方法書第11条第4項の規定によって交付を受けることができなかった退職資金の交付を請求しようとする維持会員は、翌年度以降に再度第1項の規定により申請するものとする。

(定時決定)

第14条 維持会員が、業務方法書第5条の規定による俸給月額を変更しようとする場合は、第11条(第4項を除く。)を準用して行うものとする。この場合において、同条第1項中「教職員の登録を申請」とあるのは「教職員の俸給月額を変更」と、「教職員登録届」とあるのは「標準俸給基礎届」と、「第15条第3号」とあるのは「第15条第2号」と、「登録しようとする教職員」とあるのは「俸給月額を変更しようとする教職員」と、同条第2項中「第15条第3号」とあるのは「第15条第2号」と、「異動届チェック・リスト」とあるのは「標準俸給基礎届チェック・リスト」と、同条第3項中「異動届チェック・リスト」とあるのは「標準俸給基礎届チェック・リスト」と、「登録しようとする教職員」とあるのは「今回届け出た俸給月額」と、「教職員登録届」とあるのは「標準俸給基礎届」と、同条第5項中「教職員登録届」とあるのは「標準俸給基礎届」と読み替えるものとする。

(提出期日)

第15条 次の各号に掲げる諸届の提出期日は、当該各号に定める日とする。ただし、第1号から第3号までに掲げる諸届の訂正書面については、チェック・リストが維持会員に到着した月の末日その他この法人の指定した日とする。

- (1) 財団加入時の会員記録異動届及び教職員登録届は、加入承認書送付の際にこの法人の指定した日
- (2) 標準俸給基礎届は、俸給を適用しようとする年度の1月末日
- (3) その他の届は、事項発生月の翌月の10日
- (4) 維持会員の登録情報の変更の届は、この法人の指定した日
- (5) 追加の届は、事項発生月の翌月末日その他この法人の指定した日

(提出期日を過ぎた諸届の取扱い)

第16条 次の各号に掲げる提出期日を過ぎた諸届の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。ただし、前条ただし書の訂正書面については、提出期日までにこの法人に到着しなかった場合には、送付したチェック・リストに訂正すべき点がなかったものとみなして処理し、提出期日を過ぎてこの法人に到着した場合にも、訂正を行わず、その再訂正も行わないものとする。

- (1) 標準俸給基礎届は、提出期日までにこの法人に到着しなかった場合は、登録教職員の状況に変更すべき点がなかったものとみなし、俸給月額等は定時決定以前のものとする。
- (2) その他の届は、提出期日までにこの法人に到着しなかった場合は、当該届に係る事項が発生しなかったものとみなして処理し、提出期日を過ぎてこの法人に到着した場合は、事項発生月の翌月以降に事項が発生したものとして処理し、事項発生月に遡及しない。

(登録情報の遡及訂正の取扱い)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、登録情報(登録教職員の氏名、生年月日、所属学校種別及び教職員種別を除く。次条において同じ。)について事項発生月に遡って訂正を行おうとする維持会員は、理由を添えて、理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、維持会員から前項の申出があった場合において、やむを得ないものと認めるときは、事項発生月に遡って訂正を行うものとする。ただし、当該申出が事項発生月から5年以上の期間が経過しているときは、理事会の議を経て、訂正を行うものとする。

(休職及び復職による掛金の取扱い)

第17条 業務方法書第9条第7項の規定による休職及び復職の掛金の取扱いは、その事項発生月の翌月からその掛金の取扱いを行うものとし、提出期日、提出期日を過ぎた諸届の取扱い及び登録情報の遡及訂正の取扱いは、前3条に準ずる。

(維持会員に適用する掛金率の算定)

第18条 業務方法書第9条第4項の規定による基本掛金率を決定する各維持会員の平均在職年数の算定は、次のとおりとする。これにより翌年の4月から翌々年の3月までの掛金率を算定する。

(1) 新たに維持会員資格を取得した年度は、0年とする。

(2) 定時決定時は、毎年登録年月日が10月31日までの教職員(退職者を除く。)の11月1日現在の在職年数による。

(督促及び延滞金の算定方法)

第19条 業務方法書第10条及び第10条の3の規定による督促状は、納入期日(財団から請求のあった月の末日)の翌月20日に該当会員に対して発し、督促状に指定する期限は、督促状を発した月の末日とする。

2 滞納掛金額の1,000円未満は、延滞金計算の対象としない。

3 延滞金に10円未満の金額がある場合は、これを切捨てる。

(様式)

第20条 第10条から第14条まで及び第19条に定める書類(電磁的記録を含む。)の様式は、理事長が別に定める。

(備付原簿等)

第21条 この法人に備え付けなければならない原簿等(電磁的記録を含む。)は、理事長が別に定める。

(補則)

第22条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成18年6月21日第78回理事会)

(施行期日)

この施行細則は、平成18年6月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月20日第80回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第3条第3項、第3条第4項、第7条第2項及び第7条第3項(削除)の規定は、平成19年6月21日から、第8条の2の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日第81回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第8条の2及び第13条第3項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日第84回理事会)

(施行期日)

1 この改正施行細則の第5条の2、第7条第2項、第8条の2、第8条の3、第8条の3第4項(削除)、第9条及び第18条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度において改正後の退職資金交付業務方法書施行細則第5条の2第1項の適用を受けようとする維持会員は、原則として平成21年11月末までに、改正後の退職資金交付業務方法書施行細則第5条の2第2項の各号に掲げる書類を添えて、理事長に補正掛金率の変更を申し出るものとし、この申し出があった場合には、改正後の退職資金交付業務方法書施行細則第5条の2第2項の申し出があったものとみなす。

附 則(平成23年3月9日第91回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第8条の3及び第13条第1項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月13日第96回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第5条の2第1項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月13日第96回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第2条及び第10条の規定は、公益財団法人設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年6月4日第4回理事会）

（施行期日）

- 1 この改正施行細則の第8条の3第1項及び次項の規定は、平成26年6月5日から施行する。
（維持会員の退職資金の累積額に関する規定の読替え）
- 2 維持会員（平成26年6月改正前の業務方法書第17条に規定する退職資金の交付を受けた者に限る。）の退職資金の累積額に関する改正後の第8条の3第1項の規定の適用については、同項中「業務方法書第4条第2項に規定する掛金等によらない資金による退職資金を除く」とあるのは、「平成26年6月改正前の業務方法書第17条に規定する退職資金及び業務方法書第4条第2項に規定する掛金等によらない資金による退職資金を除く」とする。

附 則（平成26年6月4日第4回理事会）

（施行期日）

この改正施行細則の第10条第1項、第3項、第4項及び第5項、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条並びに第21条の規定は、平成26年11月1日以降の日であって、退職資金交付業務に係る電子情報処理組織のシステム開発等の状況を勘案して理事長が定める日から施行する。

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書等の一部改正の施行期日について

（平成26年7月31日理事長決定）

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書、退職資金交付業務方法書施行細則、文書取扱規程及び個人情報保護規程の一部改正（平成26年6月4日第4回理事会）の施行期日は、平成26年11月4日とする。

附 則（平成27年2月23日第6回理事会）

（施行期日）

この改正施行細則の第16条から第17条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月3日第7回理事会）

（施行期日等）

- 1 この改正施行細則の第5条の2第1項、第3項及び第4項、第8条の3第1項、第13条第3項、第17条並びに第18条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の施行細則第5条の2第1項、第3項及び第4項の規定は、平成28年4月分以降の掛金について適用し、同年3月分以前の掛金については、なお従前の例による。